

議案第 5 5 号

専決処分の承認について(相模原市市税条例等の一部を改正する条例)
地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 7 年 5 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

写

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

相模原市長 加山俊夫

印

相模原市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、同日及び同年4月1日に施行されることに伴い、相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)等の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市市税条例等の一部を改正する条例
(相模原市市税条例の一部改正)

第1条 相模原市市税条例(平成16年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項の表第1号才中「この表」の次に「及び次項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 資本金等の額を有する法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第4条中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号。以下この条において「改正法」という。)附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、「(これらの規定を改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削る。

附則第4条の2第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

(相模原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市市税条例の一部を改正する条例(平成26年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「第31条」を「第31条第2号ア(イ)及び(ウ)」に、「第12項」を「第13項」に改め、同項第3号中「及び附則第6条」を「、第31条第1号、第2号ア(ア)及びイ並びに第3号の改正規定並びに附則第6条」に、「第10項、第11項及び第12項」を「第10項から第12項まで及び第13項」に改める。

附則第9項中「第31条」を「第31条第2号ア(イ)及び(ウ)」に改める。

附則第12項の表右欄中「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第13項とし、附則中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、

第9項の次に次の1項を加える。

10 新条例第31条第1号、第2号ア(ア)及びイ並びに第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市市税条例(以下「新条例」という。)第10条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

3 新条例附則第4条の規定は、平成27年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成26年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 5 号関係資料

相模原市市税条例等の改正の概要

1 改正の内容

(1) 第1条関係(相模原市市税条例の一部改正)

ア 法人の市民税の均等割の税率を適用する際の基準について、資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金等の額ではなく、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を基準とするもの(第10条関係)

イ 用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等(以下単に「用途変更宅地等」という。)に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置における前年度課税標準額について、当該用途変更宅地等を前年度から変更後の用途であったものとみなして算出する平成26年度までの経過措置を、平成27年度から平成29年度まで引き続き適用するもの(附則第4条関係)

(2) 第2条関係(相模原市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

軽自動車税について、平成27年度以後の年度分の税率を引き上げることとしていたが、このうち原動機付自転車、二輪の軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車に係る税率について、引上げを1年延期し、その施行期日を平成28年4月1日にするとともに、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用することとするもの(附則第1項、第9項及び第10項関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日(以下「施行日」という。)。ただし、1(2)に係る規定は、公布の日

(2) 経過措置

ア 1(1)アに係る規定は、施行日以後に開始する事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(1)イに係る規定は、平成27年度以後の年度分の固定資産税及び都市

計画税について適用し、平成26年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例によることとするもの

専決処分の承認について(相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 7 年 5 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

写

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

相模原市長 加山俊夫

印

相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成27年厚生労働省令第57号)が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第78号)の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分するもの

相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号ア中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(」を「指定特定施設入居者生活介護(」に、「第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護」に、「又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第85号)第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護」に、「第226条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」を「第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護」に改め、同条第7項ただし書中「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム(以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。)」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改め、同条第8項中「外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム」に改める。

第22条第3項中「前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホーム」を「指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第12条第1項第3号の生活相談員を置いていない場合」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第 5 6 号関係資料

相模原市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

養護老人ホームについて、要介護者又は要支援者に対して委託による訪問介護等を提供する外部サービス利用型だけではなく、施設自体に介護職員等を配置することで要介護者又は要支援者に対して効率的にサービスを提供することが可能な一般型とすることができることとなったことに伴い、支援員の配置の基準及び生活相談員の責務に係る規定を改正するもの

2 施行期日

平成 2 7 年 4 月 1 日